

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和元年12月12日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和元年12月12日（木）午前11時15分～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

社会福祉課 風間課長、久古係長

障害福祉課 金井課長

3 件名

保健福祉センターの有効活用について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 繼続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・非常勤職員の賃金で週2日分の予算としているが、想定される事務量は。

⇒従来から施設の貸し出しは行っており、週1日分の費用はかかっていた。今後、会議室2部屋の貸し出しも追加され、料金徴収もあるため週2日を想定している。

・利用料の徴収等を地域福祉センターの指定管理者に依頼することになると思うが、利用料金收入は指定管理者の収入となる。指定管理料は収入分減らせるのか。

⇒指定管理料は現在無料である。増額分の人件費は指定管理者である市社会福祉協議会への補助金として支出することとなる。

・「声の広報を作成する団体は優先利用を認める」となっているが、3ヶ月前よりも更に優先ということか。

⇒予約についてそのとおりである。市からの依頼により声の広報を作成しているもので、今後協定を結んでいきたいと考えている。

・営利団体の利用は認めるのか。

⇒認めない。

・ロールカーテンの入れ替え費用が示されているが、椅子のクリーニングはどうなったのか。

⇒意見交換会の際、椅子の汚れ等に関する意見・要望はないため、次年度以降の検討をしたい。なお、椅子の配置場所について、高齢者や障害者が椅子を積み上げるのは大変であるという意見があつたので、配置場所などは改善していきたい。そのほか、意見交換会で出た意見の中で団体登録をする際の提出書類の簡略化も対応していきたい。予約が取りづらいという意見はあったが、行政利用を制限することで利用枠を確保したい。一般団体への貸し出しは利用されていない時間を貸し出すという考え方なので、提案のとおり進めていきたい。

- ・地域福祉団体の認定が重要と考える。基準は明確になっているのか。
⇒地域福祉団体の認定についての重要性は承知しているので、今後明確にしていきたい。
- ・利用料金について、コストの半額程度となっているが、初めての設定であることや、駐車場も広いことから、他の施設と合わせることなく、コスト分の設定でもいいのではないか。
⇒他の施設も現段階ではコスト分の料金に達していない。コスト分の料金とすると他の施設と比較しても高くなる。利用を促進するため、他施設と同額程度からスタートしたい。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

令和元年12月12日

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 社会福祉課・障害福祉課

件名	保健福祉センターの有効活用について								
現状・課題	<p>公の施設で無料の施設の有効活用や受益と負担の公平性を図る観点から、平成30年4月の行政経営戦略会議において、保健福祉センターの有効活用について検討したところ、地域福祉センターにおいては、地域福祉以外の一般団体も利用できることとし有料で貸し出しすること。また、障害者地域活動支援センターにおいては、研修室2は従来どおりセンターの事業で利用するとともに登録団体に無償で貸し出しが決定している。</p> <p>また、地域福祉センターでは、地域福祉団体の有料化の是非、使用料の額、料金徴収方法や徴収事務経費、登録制度の見直しなどの課題、障害者地域活動支援センターでは、登録制度の見直しや会議室1、2の公の施設からの除外などの課題が多数あつたため、同年8月の戦略会議において、当初、平成31年4月から実施予定であったが令和2年4月に変更した。</p> <p>また、令和元年9月の戦略会議において、市民からの意見を聞くため、意見交換会を実施し、その結果どのように実施するかを再度付議することとした。</p>								
付議事案	目的	受益者負担の公平性や財源の確保策として、保健福祉センターのうち地域福祉センターについて、一般団体の利用を含めた運用の見直しと有料化を実施し、有効活用を図る。							
	対応方策	市民との意見交換会では、一般団体への貸出の必要性や稼働率の低い夜間や土日のみの解放などの意見があつたが、東庁舎が完成したことから行政利用の減少が見込まれること、しろい市民まちづくりサポートセンターの会議室と比較して午後9時まで利用できること、他の出先施設と比較して駐車スペースが多いことなどから、一般団体への拡大を図る有効活用について、下記のとおり決定したい。							
論点(決定をする事項)	<ul style="list-style-type: none"> ◎令和2年10月から導入すること。 ◎地域福祉センター(団体活動室1・2・3、翻訳室、録音室、会議室1・2) 原則は100% ・地域福祉を推進する団体 当面は免除 (地域福祉活動の活性化を図るため) ・一般団体 初時は半額程度 (ただし、有効活用し利用促進を図るため、市内施設と同程度の料金とする) ・個人(録音室・翻訳室) 初時は半額程度 (ただし、有効活用し利用促進を図るため、市内施設と同程度の料金とする) ◎障害者地域活動支援センター(研修室2) ・障害者団体だけの利用 無料施設を継続 ・会議室1・2は地域福祉センターへ所管替えをする 								
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・各センターで登録制度を実施していることから、提出書類の簡素化のため、関係各課と協議すること ・一般団体への周知を十分に行い、有効活用を図り歳入確保に努力すること 								
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年12月 有効活用の方針決定 ・令和2年 2月 議員全員協議会で説明 ・ 3月 条例改正 ・ 10月～ 有効活用の開始 								
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)			
条例規則	有	条例・規則改正(R2.3月)	報道発表	無					
議会説明	有	全員協議会(R2.2月)	広報・HP等	有	広報、HP(R2.5月)				
市民参加	有	意見交換会							
付議書公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input checked="" type="checkbox"/> 時限非 (議員全員協議会まで)								
参考情報	関係法令等	白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例							
	関係課	社会福祉課、障害福祉課							
	事業費	1,203千円 (うち特定財源				882千円)			

保健福祉センターの有効活用について（案）

保健福祉センターのうち、地域福祉センター及び障害者地域活動支援センターの公の施設である団体活動室や録音室・翻訳室、会議室や研修室の利用について、福祉団体や障害者団体に限らず、一般市民への利用も拡大することで有効活用を図ることとします。

なお、施設の設置目的である地域福祉の増進に関する事業や障害者の支援に関する事業を実施する団体の利用については、今後、制定する団体登録制度の運用を適切に実施し、各団体の事業に支障を来さないよう配慮するものとします。

また、利用料については、次のとおりとします。

- 現行

- 地域福祉センター（団体活動室、翻訳室、録音室）・・・無料
- 障害者地域活動支援センター（会議室1・2、研修室2）・・・無料

1 地域福祉センター受益者負担率・利用料金

原則は100%である。

- ① 地域福祉の増進を目的に活動する団体 当面は免除（全額免除）
(地域福祉の増進に関する事業を行うため設置された施設であり、地域福祉の増進に関する事業を拡充させるための団体)
- ② 一般団体 ①以外の非営利団体 当初は半額程度
(施設の有効活用（利用促進）を図るため、市内施設と同等程度の料金設定とする。ただし、使用料・手数料の見直しに従い3年ごとの見直しを実施する)
- ③ 個人（市内在住・在勤）録音室・翻訳室に限る 当初は半額程度
(施設の有効活用（利用促進）を図るため、市内施設と同等程度の料金設定とする。ただし、使用料・手数料の見直しに従い3年ごとの見直しを実施する)

施設名	団体種類	コスト額	受益者負担率	利用料
団体活動室(1~3)	一般団体	630円	100%	(半額)310円
団体活動室(2部屋)	一般団体	820円	100%	(半額)410円
団体活動室(一括)	一般団体	1,010円	100%	(半額)500円
会議室1・2	一般団体	540円	100%	(半額)270円
録音室(1~3)	一般団体	490円	100%	(半額)240円
翻訳室	一般団体	650円	100%	(半額)320円

- 優遇措置

事前予約について、地域福祉団体は3ヶ月前からの予約を可能とし、他の一般団体等は2ヶ月前からとする。

声の広報などの作成には、初稿から最終稿まで、相当数の日数が必要なことから、声の広報を作成する団体については、録音室1・2と翻訳室（土日祝日を除く）の優先利用を認め、翻訳室（土日祝日）と録音室3は個人利用も含め有効活用を図る。

2 障害者地域活動支援センター受益者負担率の考え方

障害者地域活動支援センターは、障害者デイサービスや障害者の支援に関する事業を実施し、その利用者は、市内在住の障害者やその家族、市内に事務所を有する障害者の福祉を目的とする団体となっており、利用料は無料としている。

根拠としては、障害者総合支援法に規定する事業である「白井市地域活動支援センター事業実施規則」において、利用料は無料とすると規定されているためである。

会議室1・2は地域福祉センターに変更し、有効活用を図ることとする。研修室2については、軽スポーツ系の講座で使用しており、また将来的には講座を増やすことを検討しているため、現状どおり、障害者団体のみとし、無料施設を継続する。

経費について

1 徴収した費用の取扱

地域福祉センターは、社会福祉協議会が指定管理者として公の施設の貸出を行っており、指定管理料は支払っていない。なお、人件費については、社会福祉協議会管理事業補助金として支出している。

有効活用に伴い有料での貸出を行うため、指定管理者が徴収した利用料は、指定管理者の歳入とするが、年度末に市の歳入予算に納付金として納付する。

なお、納付金として市の歳入予算に納付する金額は、事務処理費として1割を指定管理者の収入と認め、残りの9割の額とする。

2 利用料の収支

・歳入（利用料収入）

	利用時間	単価	料金
団体活動室1～3	432時間×3部屋	310円	401,760円
団体活動室（2部屋使用）	216時間	410円	88,560円
団体活動室（一括使用）	216時間	500円	108,000円
会議室1・2	432時間×2部屋	270円	233,280円
録音室3	432時間	240円	103,680円
翻訳室（土日祝）	140時間	320円	44,800円
合計			980,080円

- ※ 432時間は、年間利用可能時間の10%、216時間は5%。
- ※ 翻訳室（土日祝）については、432時間に年間の土日祝の割合（32.4% 平成30年度実績）から算出
- ※ 上記の収入が見込まれるとすれば、980,080円×90%＝882,072円が、市の歳入となる。

- ・歳出（貸出コスト）
 - ・社会福祉協議会への補助金（非常勤賃金）・・・・・・714,000円
- ・収支 980,080円－714,000円＝266,080円（収益）
 （実質 882,072円－714,000円＝168,072円）
- ・効果額
 - ・有効活用の実施に伴い追加となる社会福祉協議会への補助金（非常勤賃金）
 ・・・357,000円
 980,080円－357,000円＝623,080円（収益）
 （実質 882,072円－357,000円＝525,072円）

・歳入増の方策

より多くの団体等に活用してもらうために、行政利用については、東庁舎の整備により夜間・土日祝日に会議室を利用することが可能になったこと、また、意見交換会でも予約がしやすい状況であるとの意見もあったことから、原則、福祉部・健康子ども部のみの利用とし、利用枠を拡大する。

2 備品等の整備

築18年を経過している施設であるため、備品等を整備する必要があるため、令和2年度当初予算に要求する。

・有料化に伴うレジスター	49,000円
・ロールカーテン	300,000円
・音響設備（ワイヤレスアンプ1台）	106,000円
・その他消耗品（合鍵等）	34,000円
計	489,000円

今後のスケジュール

- ・令和元年12月 有効活用の方針決定
- ・令和2年2月 議員全員協議会説明
- ・令和2年3月 条例・規則改正
登録要綱の制定
- ・令和2年5月 団体登録・利用説明会
団体登録開始
- ・令和2年7月 地域福祉団体予約開始
- ・令和2年8月 一般団体予約開始
- ・令和2年10月 有効活用開始

保健福祉センターの有効活用に係る意見交換会 概要

○日時参加者等について

	第1回	第2回	第3回
日時	令和元年 11月9日（土） 午前10時から 午前11時25分まで	令和元年 11月11日（月） 午後2時から 午後2時55分まで	令和元年 11月12日（火） 午後6時から 午後6時55分まで
会場	保健福祉センター 2階 研修室2	保健福祉センター 2階 研修室2	保健福祉センター 3階 団体活動室1・2
参加者	11人	22人	8人
参加団体	地域福祉センター 7団体 障害者地域活動支援センター 1団体 ボランティアセンター 1団体	地域福祉センター 5団体 障害者地域活動支援センター 1団体 ボランティアセンター 5団体 しろい市民まちづくりサポートセンター 4団体	地域福祉センター 2団体 ボランティアセンター 3団体 しろい市民まちづくりサポートセンター 1団体

○ 主な意見等と検討結果について

・稼働率について

- 夜は比較的予約が取りやすく、18時までは取りにくい。また、日曜も取りやすいのが現状である。平日・休日・昼間の稼働率のデータもあるとよい。
⇒平日の9:00～17:00の稼働率が高くなっているところです。
市の利用を制限することなどで稼働率が下がり、利用範囲を一般の団体まで拡大することは可能と考え、有効活用を図れるものと考えます。

・施設整備について

- ・ブラインドを直してほしい。
⇒施設の備品などについては、経年劣化などの状況は認識していますが、現況を踏まえ、可能な範囲での対応を行います。

・施設の利用、一般の利用制限について

- ・有効活用の経緯は？一般団体から要望があったためか？市の収入を増やすといった市の考えなのか？
⇒施設の有効活用を図ることで、今まで利用できなかった団体などの活動の場が広がることが期待できます。
また、利用に際し市役所の駐車場を利用することも利点となります。

・団体登録・利用料金について

- ・一般団体が利用する際に料金を取ることについては賛成。将来的には地域福祉団体と障害者団体からも利用料金を取るのか？
⇒本来、受益者負担の原則から必要なコストの負担をしていただきますが、地域福祉を担う人材の育成・確保のためにも福祉活動を担う団体の育成は重要なことです。地域福祉団体の会議室利用料の減免については当面の間は継続していきます。

・その他

- ・今後のスケジュールは？
⇒今後については、12月中に市の方針を決め、3月の議会に条例改正の議案を上程する。
条例案の可決後、5月に利用の方法や登録の方法に係る説明会の開催、登録団体の受付などをを行い、7月から優先予約、8月から通常の予約受付を開始し、運用は来年の10月からする。

保健福祉センターの有効活用に係る意見交換会の意見等

資料3

項目	質問・意見	当日回答等	意見に対する市の考え方(案)
【質問】稼働率のベースは? 優先予約の具体的な考えは?	9:00～21:00×日数が分母、実際使った時間数が分子となっております。 地域福祉団体・障害者団体は早めに予約できるようと考えています。	時間ごとの平成30年度の稼働率については以下のとおりとなります。 平日 (9:00～17:00) (18:00～21:00) 夜間 土日祝日 団体活動室 61.2% (余く市利用 55.5%) 26.6% 39.1% 会議室1・2 45.2% (余く市利用 44.2%) 16.0% 28.0% 研修室2 53.5% (余く市利用 51.5%) 14.9% 19.6%	
【意見】夜は比較的予約が取りやすく、18時までは取りにくい。また、日曜も取りやすいのが現状である。平日・休日・昼間の稼働率のデータもあるとよい。	後日、回答します。 平日・休日・他14件		上記のとおり平日の9:00～17:00の稼働率が高くなっているところです。 上記のとおり平日の9:00～17:00の稼働率が高くなっているところです。 上記のとおり平日の9:00～17:00の稼働率が高くなっているところです。 上記のとおり平日の9:00～17:00の稼働率が高くなっているところです。
【質問】しろい市民まちづくりサポートセンターと西白井コミュニティプラザに踏み入れると市の利用の拡大が必要なのか。しろいまちづくりサポートセンター、西白井コミュニティプラザの稼働率は分かるか?	後日、回答します。 1. 稼働率について		しろい市民まちづくりサポートセンターと西白井コミュニティプラザに踏み入れると市の利用の拡大が必要なのか。しろいまちづくりサポートセンター、西白井コミュニティプラザの稼働率は分かるか? 1. 稼働率について
【意見】会議室1・2は今までと変わらず地域福祉センターに含まれる案などいろいろが、障害者地域活動支援センターの稼働率が上がるように、障害福祉の団体が活性化するように支援をしていただきたい。単に切り替えるだけでは意味がない。	障害福祉課の本来業務になるので一緒に考えていただきたい。		地域福祉・障害福祉を担う人材の育成・確保のためには福祉活動を担う団体の育成は重要なことです。また、障がいのある人やその家族などの当事者団体活動への支援も重要です ので、団体の活性化については団体とともに考えてていきます。
【意見】数字(稼働率)だけで判断しないで、福祉を必要としている人のことも考えて決定してほしい。			
【意見】なぜ今この話をするのが理解できない。皆さんから日中は取りにくいくといふという意見が多い。昼間の稼働率を出せば高いはず。日中の稼働率を見てから判断してほしい。	今、手元にデータがないが日中の稼働率を出すことは可能と思われる。		今、手元にデータがないが日中の稼働率を出すことは可能と思われる。 昼間・夜間・土日祝日の現状の稼働率から昼間の稼働率は高い状況にあります、市の利用を制限することなどで、昼間の時間も利用能率を一層の団体まで拡大することは可能と考えますので、有効活用が図られるものと考えています。
17時から21時の夜間のみ一般団体に貸し出してみてはどうか。			

保健福祉センターの有効活用に係る意見交換会の意見等

資料3

項目	質問・意見	当日回答等	意見に対する市の考え方(案)
	【意見】 無料のままにしてほしい。趣味の団体は有料で良いと思われる。 管理の面で、椅子の積み上げを低くしてほしい。高齢者や女性は大変。キャリーが3つしかないので、床にテーブを貼るなどして椅子を置くスペースを作つてはどうか。 2. 施設整備について 2階の総合保健センター前のスペースが空いている。椅子や机を置くなどして活用してみてはどうか。 部屋の稼働率の話とは異なるが、女性は比較的外に出て活動しているが、男性はこもりがち。男性のボランティアへの参加を市として促してはどうか。結果として稼働率の増に繋がるのではないか。		利用料金は、地域福祉センターには、地域福祉団体や障害者団体は当面の間、譲先とし一般団体については有料となります。 椅子の配置方法などについては、は、高齢者や障害者の方なども利用することを踏まえ、今回貞きましたご意見を参考して、配置方法などを考慮します。 また、施設の備品などについては、経年劣化などの状況は認識しているところではあります、が、現況を踏まえ、可能な範囲での対応を行います。 ボランティアの参加に関する件に関しては、ご意見として承ります。
	【意見】 障害者団体のために会議室1・2は障害者地域活動支援センターとして残してほしい。 一般団体は交間のみとしてほしい。		会議室1・2は稼働率を踏まえ、地域福祉センターに移行することで現状より多くの団体などに利用できるものと考えますので、優先予約など障害者団体の利用には配慮し有効活用を図っていただきたいと考えております。 昼間・夜間・土日祝日の現状の稼働率を踏まえると市の利用を制限することなどで、昼間の時間も利用範囲を一般の団体まで拡大することは可能と考えます。
	【意見・質問】 3ヶ月までの予約では年間の予定が立てることができない。優先予約の方法については？ 他2件		有効活用を図る中で、地域福祉団体については、新たな制度により登録された団体は優選指置を設け3ヶ月前から予約ができるようになります。 なお、しきい市民まちづくりサポートセンターの多目的ホールは6ヶ月前からの予約も可能となっておりますので、施設の使用にあたっては併せてご検討いただきたいと思います。
	【質問】 サロンや染トレなどの行事は地区の集会所などで、例えば毎月第2火曜日や第3水曜日と年間を通して決まっている。そのような予約ができるのか？ 単年度だけではなく、毎年同じ曜日で継続的にやってもらえないか？		市の主催する事業を行っている場合、担当課が年間通じて予約しているものについては継続していく予定。 それ以外については、優先予約の範囲内であれば可能。
	【意見】 救命救急講習をこのセンターでやらせてもらっている。 1ヶ月前では予約が難しい。		
	【質問】 会議室1・2が障害者地域活動支援センターから地域福祉センターになることでデメリットはあるか？ 研修室2では広いのでパーティションで仕切れないか？		優先予約はできるが障害者団体だけではなくるので、予約が取りにくくなるかもしれない。 パーティションの設備もなく、声が聞こえてしまうので難しい。

資料3

保健福祉センターの有効活用に係る意見交換会の意見等

項目	質問・意見	当日回答等	意見に対する市の考え方(案)
	【質問】 有効活用の経緯は？一般団体から要望があつたためか？市の収入を増やすといった市の考えなのか？清戸の福祉センターの貸し出しはどうなっているのか？今までこの施設だけなのか？	市の考え方であり、行政監督指針や財政健全化計画などもある。今後について、こういった場で市民の皆さんのお意見をうかがって進めたいきたい。 今回の有効活用については、あくまで保健福祉センターのみである。	施設の利用されていない時間の有効活用を図ることで、今まで利用できなかつた団体などの活動の場が広がることを期待できます。また、利用に際し市役所の駐車場を利用することができます。青少年女性センターの貸し出し状況については、施設内の研修室については年間利用率が28%、会議室については25%という状況になつております。 今回の有効活用については、あくまで保健福祉センターと障害者地域活動支援センターのみです。
	【質問】 年間通して既に予約が入っているのは何故か？	年始当初に市の行事で取つている。必要最小限に抑えるように精査したい。	市の行事については、年度当初に予約をとっています。これは今まで市役所の会議室が少なかったため福祉関係以外の部課の利用がありました。が、厅舎整備により会議室も充実してきたことから今後については、原則、福祉関係以外の利用については制限していくこととします。
	【質問】 年未年始を除く、土・日・祝日の鍵の取り扱いは？	警備の方に開け閉めしてもらうこととなる。	現状どおりと予定しております。
3. 施設の利用、一般の利用制限について	【質問】 保健福祉センターを一般的の公民館と同じように地域福祉団体以外の一般団体も使用できるようにしたいということか？	保健福祉センターは他の公民館と設置目的が異なるので、原則は本来の目的に沿った使用となるが、空いている時間について有効活用していくこととする。	障害者地域活動支援センターは、創作的活動や野球などのレクリエーション活動の提供、社会との交流の促進のため、日常生活訓練室、作業訓練室及び公の施設の研修室2で陶芸や卓球、集団レクリエーションなどを実施し、障害者等の地域生活支援の促進を行っています。また、障害者の支援に関する事業の一環として、市内に企所を有する障害者等の団体及び市内に事務所を有する障害者の福祉を目的とする団体に会議室1・2、研修室2を貸し出していました。 よって、障害者地域活動支援センターの目的を達成するためにも公の施設は必要であることから、今回の有効活用の段階では研修室2のみを障害者地域活動支援センターに位づけることになりました。
	【質問】 優先予約の現状は？	現在は一般団体に貸し出していない。今後は地域福祉団体や障害者団体を優先し、空いた時間を一般団体が使うことを考えている。現在は優先予約は行っていない。	
	【質問】 今回の有効活用の範囲は保健福祉センターの中の5つの部屋というごと/or	地域福祉センター、障害者地域活動支援センターが対象である。	

資料3

保健福祉センターの有効活用に係る意見交換会の意見等

項目	質問・意見	当日回答等	意見に対する市の考え方(案)
	【意見・質問】 無料はいがなまのかと思つていた。一般団体が利用する際に料金を取ることについては賛成。 将来的には地域福祉団体と障害者団体からも利用料金を取るのか?	地域福祉団体や障害者団体からの料金の徴収については、地域福祉団体がいつどなるのが本來、受益者負担の原則から必要なコストの負担をしていただくところですが、地域福祉社団がいつどなるのが本來の育成・確保のためにも福祉活動を担う団体の育成は重要なことと考えます。	
	【意見】 地域福祉団体・障害者団体の優先予約、団体登録の継引きをしっかりやってほしい。 一般団体に有料で貸し出しても実際に利用は少ないので。	保健福祉センターの設置及び管理に関する条例に規定する各施設を利用できるものは範囲は、各施設の設置目的から、地域福祉センターは「地域福祉の「障害者、身体障害者」の支援に関する事業にあっては市内に住所を有する身体障害者又は身体障害者に準ずると認められる者及び市内に事務所を有する障害者の福祉を目的とする団体」となっていますが、現行の登録制度の基準が明確化していないため、新たに登録団体に限する規定等を策定し、申請書や添付資料として予定している規約・会則、事業計画書及び実績報告等で定める目的が各施設の設置目的に沿つているかを総合的に判断して、減免もしくは無料で利用できる団体の基準を明確にした上で適切に審査します。	
	【意見】 登録人数を擴たたすために名義だけ借りて登録している団体もあるよう見受けられる。市として団体の活動をきちんと把握し、公平な目で見てほしい。	主たる目的が福祉である団体を地域福祉団体としている。また、今後、利用の方法や登録の方法についても開催하겠습니다。	
4. 団体登録・料金について	【意見】 地域福祉団体の定義についてだが、地域福祉団体とつていても内容が趣味的な活動をしている団体を地域福祉団体としてほしくない。	地域福祉団体・障害者団体が優先となる。 団体の主たる目的が福祉であるかで判断していくことになると考えている。	
	【質問】 優先団体とはどのような団体になるのか? しろい市民まちづくりポートセンター登録団体だが、認知症に隕することもやっている。どう判断するのか?		
	【意見】 企画書がしつかりていれば、毎年登録申請をする必要はないと思われる。	利用内容の確認などを申請の段階で見極めたい。	
	【意見】 活動内容のチェックはどうするのか?政治的・宗教的な使用がないようにしてほしい。	団体の主たる目的が福祉であるかで判断していくことになると考えている。	
	【質問】 サークルと地域福祉団体の継引きをはつきりさせないと大変ではないか? サークルが福祉事業をやっている場合はどう取り扱うのか?		

保健福祉センターの有効活用に関する意見交換会の意見等

3
資料

項目	質問・意見	当回答等	意見に対する市の考え方(案)
【意見】 公民館どしきい市民まちづくりサポートセンターの料金が異なるが、しきい市民まちづくりサポートセンター並みの料金としてほしい。 また、優先予約の際は事業内容を見て判断してほしい。	【質問】 申込（団体登録）方法について聞きたい。 他1件	地域福祉団体の登録については社会福祉課が行うこととなる。提出書類などは統一したいと考えている。	しきい市民まちづくりサポートセンターの利用料金については、公益的な活動を支援する団体が利用する施設として公民館などとは異なる利用料金を設定しております。地域福祉センターの利用に際し、地域福祉団体については、地域福祉を担う人材の育成・確保のためにも福祉活動を担う団体の育成は重要と捉えていることから利用料金についてもは減免とすることを検討しております。一般団体については、公民館と同様に市の使用料・手数料の考え方に基づく料金の設定とすることを検討しております。
【意見】 一般的な家庭の勉強会をしているが、子育てに関するこどもやっている。検討していくうえで、活動内容を考慮してほしい。	【質問】 団体登録は福祉課だけで決定するのか？公民館やしきい市民まちづくりサポートセンターなど登録のシステムがあるが連携してやるのか？ また、一般団体の申請料はどうになるのか？ 予約システムについても聞きたい。	地域福祉団体は社会福祉課、障害者団体は障害福祉課が行う。 一般団体は団体登録は必要なことと考えているが、その部分についてこれから検討していく。 予約システムは從来あるが、インターネットには対応しない。	新たに登録制度を整備しますが、地域福祉センターは社会福祉課で、障害者地域活動支援センターは障害福祉課で登録の手続きを行うことになります。 予約については、利用者の利便性を図るためにインターネットでの予約を行えるよう検討しているところです。 また、今後、利用の方法や登録の方法に係る説明会についても開催していきます。
【意見】 4・ 団体登録・ 利用料 金について	【質問】 当面は無料だが、その後有料としていくのか？	今の時点では明確な回答ができない。	本天、受託者負担の原則から必要なコストの負担をしていただくところですが、地域福祉を担う人材の育成・確保のためにも福祉活動を担う団体の育成は重要なことと考えますので、導入当初は減免していきたいと考えています。
【意見】 市の中でも一般団体の定義が何なのか統一してほしい。 地域福祉センター以外にも利用登録をしているが、登録時に出している書類はほぼ同じ。市の中で資料を共有化できないのか？ 優先予約の期間も異なると思われるが、統一してほしい。わかりにくい。	【質問】 資料の共用化については検討していきたい。	市の中でも一般団体の定義が何なのか統一してほしい。 地域福祉センター以外にも利用登録をしているが、登録時に出している書類はほぼ同じ。市の中で資料を共有化できないのか？ 優先予約の期間も異なると思われるが、統一してほしい。わかりにくい。	保健福祉センターの有効活用に係る一般団体については、地域福祉団体、障害者団体以外で福利団体ではない団体として捉えております。 団体登録制度は今回の保健福祉センターのほかに公民館やしきい市民まちづくりサポートセンターなど複数ありますが、重複する添付資料等については関係各部署で協議して共有化し、団体の負担を軽減できるようになります。
【意見】 しきい市民まちづくりサポートセンターに登録しているが、市の中でも団体登録のやり方がバラバラ。統一するつもりはあるが？ どこか一つを登録すれば、その登録が生きるようにしてほしい。	【質問】 提出書類等の共有化を検討したい。	しきい市民まちづくりサポートセンターに登録しているが、市の中でも団体登録のやり方がバラバラ。統一するつもりはあるが？ どこか一つを登録すれば、その登録が生きるようにしてほしい。	提出書類等の共有化を検討したい。

資料3

保健福祉センターの有効活用に係る意見交換会の意見等

項目	質問・意見	当日回答等	意見に対する市の考え方(案)
【質問】 市が規定している1年間の収入は?	4. 団体登録・利用料金について 団体活動室は現状どおりなのか。 会議室1・2のみ一般団体へ貸し出すのか。	一般団体が空き件を10%利用したと想定して40~50万円と見込んでいます。	意見交換会では団体活動室のみの概算でしたが、団体活動室や会議室などの施設の利用について、100万円超を見込んでいます。
【質問】	団体活動室も含めてとなる。		
【質問】	実際に取れないことが多い。お金を払って公民館を使うこともある。 公民館は無料で使えるのか? 夜が空いてて、一般団体に貸し出し料金を取ることは良いこと。	公民館は施設の設置目的が違うので 無料はここのみとなる。 公民館やしき市民まちづくりサポートセンターなどそれぞれの施設において設置目的や料金設定が定められています。その中で、地域福祉団体や障害者団体が無料で利用できるのは、施設の設置目的などから地域福祉センターと障害者地域活動支援センターとなります。	
【質問】	今後のスケジュールは?	12月中に市の方針を決め、3月の議会に条例改正の議案を上程する予定です。 その後、3月の議会に条例改正を上程し、可決後登録団体の受付を行い、運用としては来年の10月から予定しています。	条例案の可決後、5月に利用の方法や登録の方法に係る説明会の開催、登録団体の受付などをを行い、7月から優先予約、8月から通常の予約の受付開始し、運用としては来年の10月からとなります。
【意見】	ここまででの移動手段が不便である。		便数がそれほど多くありませんが、公共交通機関等を回る循環バスや乗り合わせ等でご対応いただきたいと考えています。
【意見】	風闇や夜間、休日の稼働率が知りたいとの意見があつた り、その他にも要望がいくつかあつたが、今後市は参加した人にどう伝え、フィードバックしていくのか?	フィードバックしていくたいと考えているが、手法についてはこれからとなる。	意見交換会へ参加していただいた団体などへ今回の結果を郵送でお知らせするのと併せて、市ホームページなどを利用しフィードバックをしていきます。 また、今後においてもその都度、市ホームページなどでお知らせをしてきます。
【意見】	最終的に一般団体が利用できるとなつたとき、市民全員に知つてもらうために分かりやすい媒体で周知してほしい。	広報やホームページ等で広く周知していく予定である。	市の広報やホームページでのお知らせのほか、チラシの配布や5月に利用方法や登録方法に係る説明会を実施します。
5. その他			
【意見】	しろい市民まちづくりサポートセンターを利用できるのが17時までなので、21時までと休日に使えるのは助かっている。	今回の会場となっている施設が保健福祉センターで愛称が「ウエル・ピラッツ」となる。滑戸にあるのが福祉センターとなります。	地域福祉センター、障害者地域活動支援センター、ボランティアセンター、しき市民まちづくりサポートセンターに登録している団体には個別に通知した。 その他に各センターへのポスター掲示、チラシの配布をしていく。
【質問】	意見交換会を3回やっているが呼びかけた団体は?		

保健福祉センターの有効活用意見交換会資料

資料 4

令和元年 11月 9日、11日、12日

保健福祉センターのうち、地域福祉センター（3階部分）及び障害者地域活動支援センター（2階部分）の公の施設である団体活動室や録音室・翻訳室、会議室や研修室の利用について、現状の稼働率を踏まえ、市では、福祉団体（*1） や 障害者団体（*2）に限定している利用範囲を、一般団体（*3） などへ利用を拡大することで保健福祉センターの有効活用を図ることを検討しています。

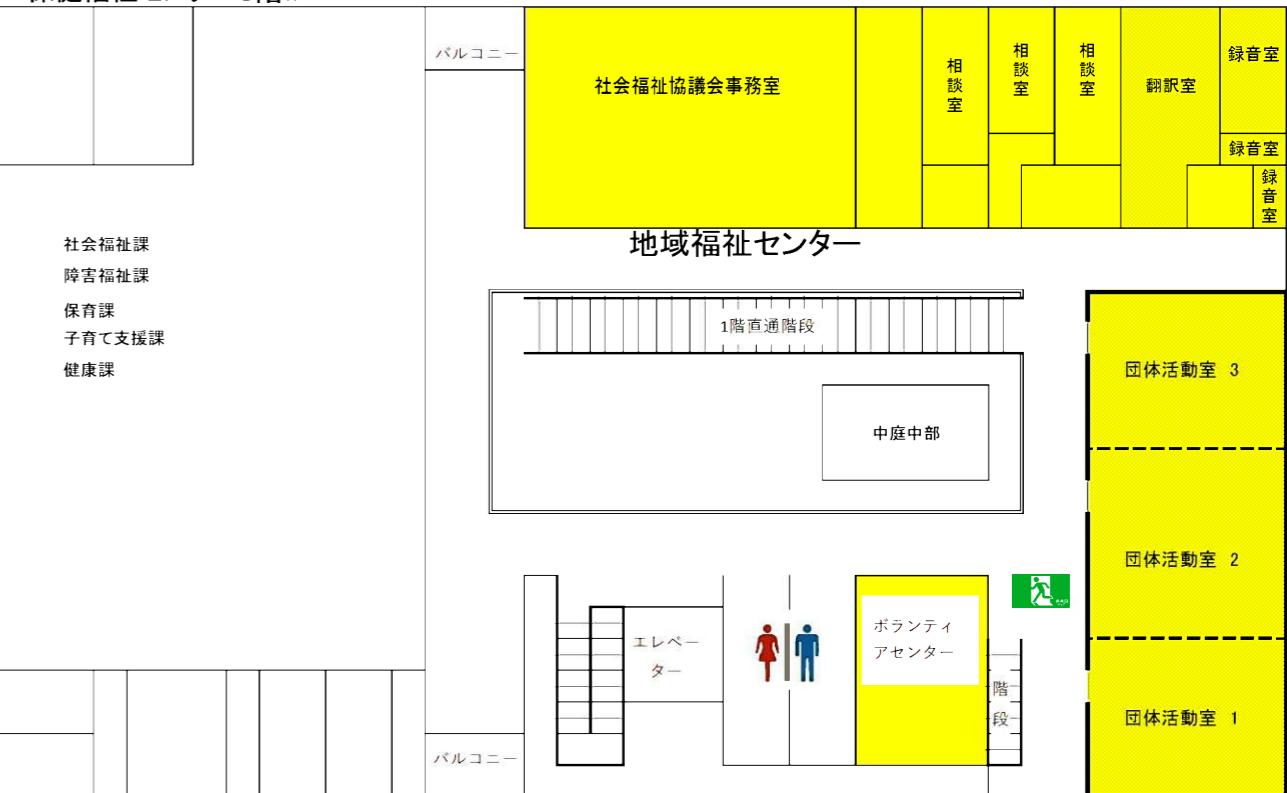
○ 保健福祉センター（地域福祉センター、障害者地域活動支援センター） の現状と有効活用について

	現状	有効活用（案）
利用が可能な団体等	福祉団体や障害者団体 （団体登録制度を制定し認定された団体） 一般団体等も利用可	福祉団体や障害者団体 （団体登録制度を制定し認定された団体） 一般団体等も利用可
公の施設 (利用可能な施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉センター 団体活動室 1・2・3、録音室、翻訳室 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者地域活動支援センター 会議室 1・2、研修室 2 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉センター <u>（一般団体等も利用可）</u> 団体活動室 1・2・3、録音室、翻訳室、<u>会議室 1・2</u> ・障害者地域活動支援センター <u>（障害者団体のみ利用可）</u> 研修室 2
予約可能時間	年末年始の休日を除き、 午前9時から午後9時まで 1時間単位で予約可能	現状と同様
利用料	無料	福祉団体や障害者団体…無料 一般団体など… <u>有料</u>

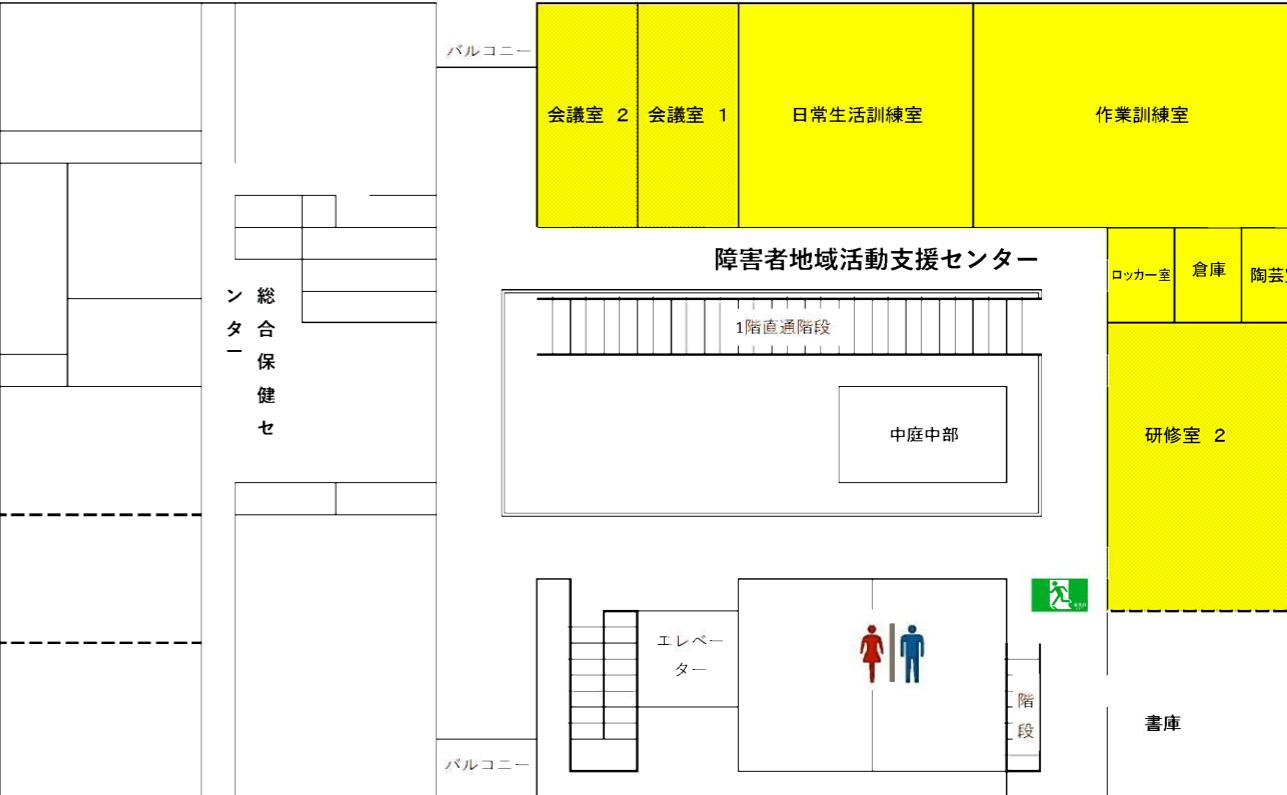
※ _____部分を有効活用として検討しています。

- (*1) 福祉団体・・・市内で地域福祉の増進に関する事業を実施する団体。
- (*2) 障害者団体・・・市内で障害者の福祉を主たる目的とする団体。
- (*3) 一般団体・・・福祉団体、障害者団体以外の団体。ただし、営利団体は除く。

《保健福祉センター3階》



《保健福祉センター2階》



○ 有効活用に伴う一般団体などの利用範囲の拡大について

平成30年度の地域福祉センター、障害者地域活動支援センターの稼働率は録音室、翻訳室については50%を超えていましたが、その他の施設については、市の利用がある中でも50%を下回っている状況です。

そこで一般団体などへ利用範囲の拡大を図ることで、今まで利用できなかった団体などが利用できるようになり、福祉団体のみならず、市民活動団体や社会教育団体など地域で活動する様々な団体などの更なる活動範囲の拡大が図れるものと考えています。

なお、施設の設置目的である、地域福祉の増進に関する事業や、障害者の支援に関する事業を実施する団体の利用に支障を来さないよう、優先予約の導入など配慮したいと考えています。

【稼働率】平成30年度

・地域福祉センター

団体活動室 1・2・3	46.9%
録音室	51.1%
翻訳室	51.7%

・障害者地域活動支援センター

会議室 1・2	32.7%
研修室 2 ※	34.1%

※ 障害者地域活動支援センターの会議室1・2を利用していた障害者団体については、研修室2を利用してもらうこととし、市が開催する軽スポーツの講座と併せて稼働率を上げていきます。よって研修室2については、現行どおり障害者団体のみに貸し出すこととし、有効活用の施設から除くことを検討しています。

○利用料の徴収について

		現状	有効活用(案)
地域福祉セ ンター	福祉団体	無料	無料
	一般団体等	一	有料
障害者地 域活動支 援センター	障害者団体	無料	無料

※ _____部分を有効活用として検討しています。

利用料は現在、地域福祉センター、障害者地域活動支援センター、いずれも施設の利用にあたり徴収はしておりません。しかしながら、施設を利用する団体、利用しない団体などの公平性の観点から利用料の徴収を検討しています。

利用料の徴収については、地域福祉センターにおいて、地域福祉の増進を目的に活動する団体（今後制定を予定している団体登録制度で認定された団体）については、市の人口が減少に転じる中、高齢者や障害者等支援を必要とする方は増加しており、地域において福祉活動を担う団体を育成することは重要であることから当面は無料とすることを検討しております。

一般団体等については、利用に係るコスト分を負担していただくことが原則と考えますが、施設の有効活用（利用促進）を図り、利用団体等の負担を抑えるため、市内施設と同等程度の料金設定を検討しております。

障害者地域活動支援センターについては、「地域活動支援センター事業実施規則」において、事業の利用料は無料としていることから、同センターに位置付ける公の施設は現行どおり無料とします。